

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N507
2013・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

薬害イレッサ最高裁判決 被害者遺族の訴え認められず……………津田二郎
「被害者に不可能を強いる」不当判決！―カネミ油症「新認定訴訟」……………吉野高幸
「在特会」とそれを支える「ネット右翼」に警戒を！……………神原 元
法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の「基本構想」の背景と
「改革」理念の批判的検討（下）……………立松 彰

大阪支部特集

アスペルガー障がい不当量刑判決の問題点……………中井真雄
枚方・生活保護自動車保有訴訟～勝訴判決ご報告……………岡 千尋
桜宮高校をめぐる一連の動きについて……………長瀬信明
大阪空襲訴訟で問われた「防空法」―治安維持法、国家総動員法と並ぶ悪法……………大前 治
内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟のいま―二つの地裁判決で勝利……………谷 真介
TPPをめぐる危険な状況……………杉島幸生

「1票の格差」問題で議長声明を発表……………青法協弁学会合同部会



五日市憲法草案の碑（東京・あきる野市）

あきる野市の文化財 五日市憲法草案の碑

所在地 あきる野市五日市四〇九番地二

自民党の改憲草案は、真っ向から立憲主義を否定しています。しかし、何んと仙台藩の下級士族出身だった千葉卓三郎は、戊辰戦争に敗れ、流れ流れて、明治13年に五日市勤能学校（公立小学校）の教員となり、親交のできた深沢権八らと自由民権思想の学習会を組織し、後に「五日市憲法草案」と呼ばれる私擬憲法を起草していたのです。

「日本国民は各自の権利自由を達すべし、他より妨害すべからず、かつ国法これを保護すべし」安倍晋三はこれをどう読むのだろうか。

東京 宮本 智

薬害イレッサ最高裁判決 被害者遺族の訴え認められず

薬害イレッサ訴訟の教訓とは

東京 津田 二郎

1

「表面上の『原告完全敗訴』だけで判断してほしくない。二度と被害を繰り返さないよう、医療現場、製薬会社、厚労省、すべての関係者に訴訟から教訓を得てほしい」(薬害イレッサ東日本訴訟原告の近澤昭雄さん)。「腹の中が煮えくりかえり、切って見せたいくらいだ。薬害が再び起きるのを、裁判で止めたかった」(同西日本原告の清水英喜さん)。

2

最高裁判所第三小法廷(寺田逸郎裁判長)は、二〇一三年四月二日、薬害イレッサ東日本訴訟について、企業(アストラゼネカ社)に対する被害者遺族らの上告を棄却する判決を言い渡した。これに先立ち、同月二日には、国に対する上告を棄却しており、薬害イレッサ東日本訴訟は、すべて終結したことになる(なお最高裁は、四月二日、西日本訴訟の国・企業に対する上告をいづれも棄却した)。

薬害イレッサ訴訟は、現在使用中の、しかも抗がん剤の副作用被害について、承認をした国と製造・販売した企業に対して責任を問うという訴訟であった。東日本訴訟は、製造物責任法に基づく「欠陥」責任を問うて、国と企業を相手に二〇〇四年二月二五日に提訴された。二〇一二年一月、大阪・東京両地裁は和解を勧告したが、国・企業は

3

これを拒否した(「和解つぶし」の経過のちに述べる)。同年三月、東京地裁は国・企業の責任を認める画期的判決を出したが、同年二月、東京高裁はわずか二回の審理で国・企業の責任を否定する判決を出した。本件最高裁判決は、この東京高裁判決に対して、被害者遺族らが上告していたものである(西日本訴訟で、大阪地裁は二〇一二年二月、企業の責任のみを認めたが、大阪高裁は二〇一二年五月、国・企業の責任を否定した)。

イレッサは、二〇〇二年七月に、世界で初めて、日本で承認された肺がん治療薬であり、承認の前後を通じて「がん細胞だけをねらい打ちにするから効果的で副作用がない」「画期的な夢の新薬」などの情報提供が、各種メディアを通じて大々的になされ、医療関係者、がん患者やその家族のイレッサに対する期待はきわめて大きかった。

しかしイレッサは販売開始からわずか半年で一八〇人、二年半で五五七人もの間質性肺炎による副作用死亡者をだした。このような短期間に、これほどの大量の副作用死亡者を出したことはこれまでになかったことであり、薬害イレッサ事件は、未曾有の薬害事件となった。被害者の中には、間質性肺炎の息苦しさからベッドに横になることが

できずに、ベッドの上で胸をかきむしりながら、うずくまるようにして亡くなった方もいた。

承認前から企業や国には、副作用による致死的な間質性肺炎の報告がなされていたが、企業は先に述べたように各種のメディアを利用した宣伝を行っており、添付文書における間質性肺炎の記載は裏面の「重大な副作用」欄の四番目にあり、致死的である旨の記載もない不十分なものだった。

その結果、副作用被害が多発し、承認からわずか三カ月で緊急安全性情報が発出され、添付文書が改訂された。改訂の結果、添付文書の冒頭には赤枠・赤字で急性肺障害、間質性肺炎についての警告が記載されるにいたり、その後被害報告は減少した。

4

最高裁はイレッサの添付文書に欠陥はないとしたが、この判断は、添付文書改訂によって、副作用死亡者が如実に減少した事実を説明できない。東京地裁（二〇一二年三月）の「医師の一二人が読み誤ったというのであればともかく、多くの医師が読み誤ったと考えられるときには、医師に対する情報提供の方法が不十分であったとみるべきである」という指摘こそ正しいのである。

集団的薬害訴訟において初めて製造物責任が

問われた本件では、多くの学者が東京高裁、大阪高裁の判断に問題があるとする意見書を最高裁に提出したが、最高裁は耳を傾けることをしなかった。弁護士としては、この最高裁の判断が将来に禍根を残す過ちだと確信する。

本事件では、二〇一一年一月に東京・大阪両地裁による和解勧告による早期解決の機運があったが、厚労省が学会等に下書きまで提供して和解に反対する声明を公表させるなどした結果、和解の機会を失った（「下書き問題」）。この問題は、厚労省がいかなる範囲の人を対象に、どのような情報提供をしたのかについて、薬害オンブズパースン会議のメンバーが東京地裁で情報公開訴訟を遂行中である。

5

本件訴訟を遂行したことによって、すでに多くの成果を得た。

① 訴訟の提起によって被害の悲惨さが伝わり、医療現場でのイレッサの慎重な使用とインフォームド・コンセントが行き渡った。慎重使用を促すための添付文書の改訂がたびたび行われた。

② 迅速承認でこそ安全対策が重要であることを再認識させ、その結果、抗がん剤の承認においては、使用患者全例登録調査を原則とする運用が定着した。

③ 被害者が本件訴訟を通じて行った承認のあり方と安全対策のあり方に関する問題の提起は、薬害肝炎検証委員会提言に反映されるとともに、多くの制度改善を促した。また、被害者が求めている適応の限定も実現した。

しかし、厚労省における検討会の設置を実現させながら、継続して検討となっている抗がん剤の救済制度の創設を始め、実現していない課題も残されている。

被害者は、文字通り骨身を削りながら、がん患者の命の重さを問い、正義を求め、薬害根絶のため、あるべき救済制度のために八年の歳月をたたかい抜いた。国と製薬企業には、この被害者たちの願いを受け止め、未曾有の副作用死を出した薬害イレッサ事件を改めて検証し、その教訓を余すところなく今後に生かす責務がある。

6

私が弁護士登録したのは二〇〇四年一月二日。東日本訴訟提訴が同年二月二日。私の弁護士人生は、これまで薬害イレッサ訴訟とともにあった。父を同年三月にがんで亡くしていた私にとって、娘を亡くした近澤さんの訴えは、とても共感できるものであり、深く心に響いた。

一方、自分が父の治療については医師任せであったことと重ねてどこまで遺族がイレッサの投与

と副作用について説明を受けたかについては懷疑的だったし、さらに「夢の新薬」といわれたイレッサの投与に積極的だった家族らの忸怩たる思い、加えて遺族が、もう一度過去の闘病生活を振り返ることの困難さを考えると、原告拡大には相当の苦労があるとは思っていたが、結局最後までその壁を乗り越えることはできなかった。そのため、

わずかな原告に訴訟の負担が集中してしまった。この点でもう少し宣伝等に工夫の余地がなかったかという私の痛恨の思いがある。

のために力を尽くす所存である。これまでの多くのご支援に感謝するとともに、今後のご協力もまたお願いしたい。

7

私たち弁護士は、今後の事件に生かすために、この事件の教訓を整理しているところであり、引き続き、薬害根絶と救済制度の確立

「被害者に不可能を強いる」不当判決！

カネミ油症「新認定訴訟」

福岡 吉野 高幸

はじめに

二〇一三年三月二日福岡地方裁判所小倉支部（岡田健裁判長）は、カネミ油症事件の「新認定被害者」らが原因となった食用油（米ぬか油、商品名カネミライスオイル）を製造・販売したカネミ

倉庫株式会社（本社北九州市小倉北区、以下「カネミ倉庫」と略する）を被告として損害賠償を求めた裁判について、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

この判決は、油症「認定」の実態と被害者の実情などを全く理解していない極めて不当なものである。

1 カネミ油症事件と新認定訴訟とは？

カネミ油症事件は、カネミ倉庫が製造した食用油にPCBが混入（その後様々な研究の結果PCBが熱媒体として使用されるなかでダイオキシン



(上) 判決当日、法廷へ向かう原告団／(下) 不当判決についての記者会見

類が生成されていたことが判明)して、その油を摂取した人に深刻な被害を蒙らせた我が国最大の食品公害事件である。一九六八年に発生したが、被害者は四五五年を経た現在でも「病気のデパート」

と呼ばれるように様々な症状に苦しんでいる。事件発生後の早い段階から一九八五年頃までに認定された被害者らは、一九八六年までに裁判を提訴して一九八七年三月の最高裁での和解などで一定

の救済(一時金として最低三〇〇万円から最高一〇〇〇万円以上まで)を勝ち取ることができた。

しかし、これらの訴訟(「旧訴訟」と略する)後に認定された被害者(「新認定被害者」と略する)らは旧訴訟のような救済を受けることなく、カネミ倉庫から二〇万円程度の一時金と認定後の治療費の自己負担分をカネミ倉庫に請求するだけにとどまっていた。この被害者らが「せめて旧訴訟並みの救済」を求めて二〇〇八年以降一次から四次まで合計五五人がカネミ倉庫を被告として提訴したのが新認定訴訟である。

2 除斥期間が争点に!

被告カネミ倉庫は、この裁判の争点に「カネミ油症事件発生から二〇年以上を経ており、除斥期間が経過したので損害賠償請求権は消滅した」と主張した。確かに新認定訴訟は、前述の通り二〇〇八年以降提訴されたのであるから、事件発生からは四〇年を経過している。しかし、この認定の遅れについて被害者らには何らの落ち度も責任もない。これまで水俣病のような公害裁判やじん肺のような労災裁判などで除斥期間が問題とされてきたが、裁判所は除斥期間の起算点を被害発生の時とか認定の時とかにすることによって被害者

を救済してきた。カネミ油症事件は、PCBとその加熱分解した化学物質（ダイオキシン類）を経口摂取したという人類が初めて経験した被害であり、医学と科学の進歩により、ダイオキシン類の血中濃度が認定基準に加わったのは事件発生から三六年を経た二〇〇四年のことである。したがって私たちは裁判所が除斥期間を問題とするにしても、起算点は少なくとも認定時にして被害者の救済を図るものと考えていた。

3 除斥期間を機械的に適用して

請求棄却！

しかし裁判所は除斥期間を機械的に適用して原告らの請求を棄却した。その理由として裁判所は、「原告らはカネミ油症に患うことで心神喪失等の権利行使が困難な状態に陥ったものではなく……」とか「被告カネミ倉庫が原因事業者であることも明らかであった」などと述べている。

しかしここで重視するべきことは、原告らがカネミ油症に患っていると明確に自覚するのは認定されてからであり、かつ行政もカネミ倉庫も医師も認定されて初めてカネミ油症の被害者として取り扱うようになっていくという事実である。裁判所はこのカネミ油症における認定の位置付けを

全く理解していないというほかはない。

4 新認定被害者に不可能を強いる 極めて不当な判決！

この判決の考えでは、除斥期間を避けるためには、新認定被害者らは油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならなかったことになる。しかし、前述の通り、ダイオキシン類の血中濃度が認定基準に加わったのは二〇〇四年のことである。新認定訴訟の原告の大部分はそれ以後に認定されている。まだ認定基準が不備なため被害者と認定される筈もない未認定被害者に対して「認定されなくてもとにかく提訴しろ」というのは、およそ不可能を強いるものというほかはない。

さらに言えば、発生から四五五年を経た現在でも新たに認定される被害者が続いている（特に昨年成立した救済立法の關係で数百名規模の新認定被害者が予測される）が、この判決の論理では、これから認定される被害者も全て司法による救済を受けることはできないことになる。判決の日、原告の一人がいみじくも言った「油症に認定されたときには、損害賠償の権利はなくなっていた」との言葉どおりの事態が、今後新たな認定患者が出る度に続くのである。このような場合、除斥期間

を適用するとしてもその起算点は「油症に認定された時」とすべきである。そうすれば、少なくとも被害者に不可能を強いることにはならないのである。

判決は、油症事件の認定の実態と被害の実情を考慮することなく、形式的に事件発生から二〇年で切ってしまったのである。

5 控訴審でのたたかいにご支援を！

原告と弁護団は、この不当な判決を覆し、旧訴訟並みの救済を勝ち取るためにたたかい続けることを意思統一して、全力でがんばる決意である。皆さんのご支援をお願いする次第である。



「在特会」とそれを支える「ネット右翼」に警戒を！

神奈川 神原 元

1

二〇一三年二月九日、新大久保。私は、日の丸や軍艦旗を掲げてねり歩く若者の一団を見た。彼らは叫ぶ。

「朝鮮人を叩き出せ！」

「朝鮮人を射殺せよ！」

「ソウルを火の海にせよ！」

彼らの掲げるプラカードには、「よい朝鮮人も、悪い朝鮮人も、みんな殺せ」「朝鮮人は首吊れ、毒飲め、飛び降りろ」等とあった。

彼らこそ、「在日特権を許さない市民の会」（以下、「在特会」という）。在特会と関連団体（行動する保守」等と自称している）は、二〇一三年一月から三月にかけて、合計六回も同様のデモを繰り

返している。

2

在特会とは、“在日特権”を許さないことを目的とする等と称して、二〇〇七年、桜井誠を会長として設立された。会員数は公称二万

二〇〇〇人、“在日特権”とは、具体的には、在日コリアンであれば無条件で生活保護を受けることができるとか、通称使用によって“偽名”で銀行口座が作れるとか、ちよつと考えれば妄想に過ぎないような話であるが、それらの撤廃を目的として

結成された団体だという。在特会は、全国各地で街頭宣伝活動やデモを行ってきたが、その際、「朝鮮人を殺せ」「ゴキブリ」「叩き出せ」「朝鮮人は

ウンコ食つとけ」などの汚いヘイトスピーチを使用し続けている。

在特会の人材供給源は、インターネットだ。とりわけ、2ちゃんねるやニコニコ動画、ツイッタ一等のネットメディアで差別的言動を繰り返している人々（いわゆる「ネット右翼」）が互いに情報を交換しあい、最後に桜井誠というヒーローを見いだした。これが在特会だ。

3

在特会とどう向き合うのか。少なくとも、以下の二つの視点からの議論が必要だと思う。

第一は、いうまでもなく、少数者（この場合は



在日コリアン)の人権という視点からである。彼らは、デモや街頭宣伝という方法で「表現の自由」を武器に、ひどいヘイトスピーチを繰り返している。これにより人権侵害を受けるのは、社会の圧倒的少数派たる在日コリアンの人々だ。

このように、「表現の自由」を武器に少数派に対する人権侵害が行われているとき、表現の自由に関してよく言われる「対抗言論の法理」とか「思想の自由市場」とかの法理は、果たして的確に物事を捉えることができるだろうか。そもそも「朝鮮人を殺せ」等という「少数意見」は果たして「尊重して」「自由市場で競争させる」べきものなのだろうか？

第二に、若者の保守化と憲法改悪の関係という視点からである。在特会を支える「ネット右翼」の裾野の広がりを通小評価してはならない。フジテレビ抗議デモ(二〇一二年八月、フジテレビが「韓流への偏重」であるとして行われた抗議デモ活動)には六〇〇〇人の「ネット右翼」が参加したとされる。ネット上、いわゆる「ネット右翼」たる属性を持ったユーザーを二〇万人と推計する説もある。彼らは若く、熱狂的な自民党支持者であり、改憲論者である。

このような「ネット右翼」の問題に正面から向き合えないと憲法を守るたかいは最終的には勝つことができないように思う。とりわけ、私たち法律家は、「ネット右翼」の思わぬ広がりや、これまで見落としていたような気がしてならない。

4

幸い、反原発デモを経験した市民は、機敏に反撃を開始した。三月三日の新大久保でのデモにおいては多くの市民が沿道を訪れ、在特会に対する抗議を行った。在特会のヘイトスピーチは、「レイシスト帰れ」「在特、帰れ」という市民の反対の声にかき消された。

私たち法律家は、そのような良識ある市民に寄り添いながら、今、自らの職責において何をなすべきか、議論を始めるときにあると思う。

法制審議会 「新時代の刑事司法制度特別部会」の 「基本構想」の背景と「改革」理念の 批判的検討(下)

司法改革問題対策委員会 立松 彰

8 法制審への諮問後の関係各機関の対応

法制審への諮問の契機となった「検察の在り方検討会議」提言は、「捜査手法の拡大」をはじめ、「基本構想」の「具体的方策」に盛り込まれた検討項目を指摘するなどして、法制審への諮問の「露払い」役をつとめたことは本稿の(上)において指摘したところである。

では、法制審への諮問後の関係各機関の動向はどうであったか。特別部会に働きかけて「基本構想」へ道筋をつけるべく、法務省の「勉強会取りまとめ」と国家公安委員長主催の研究会の「最終報告」が公表された。

(1) 法務省が、二〇一一年八月八日に公表した「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」の要点は次のとおりである。

① 可視化の目的等については、「公判で自由の任意性をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることを、可視化の中核的な目的とすべきである」とする。

② 対象とすべき事件については、「まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べを録音・録画の対象とする。」

③ 対象とすべき範囲については、「取調べの録音・録画の必要性和現実性との間でバランスのとれた制度とする観点から、対象とする範囲を適

切に定める必要がある」とする。

(2) 他方、国家公安委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」は、二〇一二年二月に最終報告を取りまとめたが、その中で、将来の刑事司法制度及び警察捜査の在り方」について次のように述べる。

① 基本的な考え方として、「現在の我が国の刑事司法制度の基本的な性格は、時代の変化を考慮しながらも、将来においても維持していくことが望ましい。」

② 取調べの可視化の考え方については、「取調べによつて真実の供述を得て事案の全容を解明することが、これまで我が国の刑事司法制度の重要な要素であるとされてきたことに鑑みると、現実的に考えれば、取調べの可視化は、取調べの機能・役割に対する影響に配慮をしつつ、実現していくべき」とする。

③ そして、「取調べの可視化によつて取調べの機能を損なうか否かについて様々な意見があったところであるが、取調べの可視化をめぐる議論は、証拠収集の在り方の問題と深く関連しているところ、諸外国に比べて取調べに大きく依存してきた我が国の捜査の在り方を見直すという観点からも、取調べの可視化は、……刑事司法制度全体の在り方を視野に入れて議論すべき事柄である」とする。

④ 捜査手法の高度化等の考え方については、「刑事司法制度全体の在り方を議論するとの観点から、諸外国にあつて我が国にはない捜査手法の導入について、その当否も含め幅広く検討することが望ましい」とし、「主に議論された捜査手法」として、通信傍受の拡大、会話傍受、司法取引、刑事免責、被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化、黙秘に対する推定等、多様な手法を組上にのせたのである。

(3) 検察不祥事等を契機に、取調べの在り方に対する批判等から、「えん罪事件等の反省にたつて、違法・不当な捜査を抑止し、えん罪を防止するための捜査・公判のあり方を検討する」というのが国民的な関心であつたにもかかわらず、争点をずらし、法務・検察と警察という二大官僚機構による巻き返しの場として設定されたのが、この特別部会であつたのである。

9 日弁連の対応について

これに対し、日弁連はどのように対応してきたのであろうか。

(1) 日弁連の意見書

日弁連は、『新たな刑事司法制度の構築に関する意見書』（その一～四）を策定し、これに基づいて同部会での議論に臨んできたという（日弁連ニュース）。意見書の掲げる項目は次のとおりである。

る。

① 意見書（その二）（二〇一二年六月一四日）

○ 今般の刑事司法改革の在り方について

○ 無罪推定原則及び身体不拘束原則の明文化について

○ 取調べ及び供述調書の依存からの脱却について

② 意見書（その二）（二〇一二年九月三日）

○ 証拠開示の拡充について

○ 手続二分制度及び有罪答弁制度の導入について

③ 意見書（その三）（二〇一二年九月三日）

○ 勾留及び保釈制度の改善

○ 取調べ前に弁護士の助言を受ける機会の保障

○ 勾留された被疑者の国選弁護請求権の拡大

④ 意見書（その四）（二〇一三年三月一七日）

○ 通信の秘密及びプライバシー保護

(2) 被疑者国選の拡大と財政問題

この一連の日弁連意見書の提言のうちで、「基本構想」に検討課題として盛り込まれ、最も実現可能性の高いものが被疑者国選弁護制度の拡大であり、これは日弁連が最も力を入れてきた政策的課題の一つでもある。

ところで、「基本構想」は、「被疑者国選弁護制

度の拡大」についての懸念の一つとして財政問題をあげる。すなわち、「弁護士費用の増加に伴う更なる公費負担を行うことが相当か、また、必要な予算措置を講ずることができるとかという観点からの検討を欠くことができないと考えられる」と指摘するのである。

では、なぜ、このテーマについてだけ財政問題が殊更に強調されるのであろうか。おそらくそれは、日弁連に「基本構想」への「譲歩」と「協力」を求めるため、つまり日弁連を「改革」に取り込む手段として被疑者国選の拡大を位置付けているからではないかと思われる。それは法制審少年法部会における少年法「改正」の「先例」からも十分に窺うことができる。

(3) 少年法「改正」をめぐる法制審少年法部会の採択

二〇一二年九月に法制審に少年法部会が設置された。少年法「改正」に関する諮問であり、その内容は「少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）についてご意見を承りたい」というものであった。その要綱案（骨子）は、①国選付添人制度の拡充、②検察官関与の拡大、③不定期刑の上限引き上げを内容とした。②、③は少年審判の刑事裁判化と厳罰化を

進めるもので、弁護士会として到底容認できないものであった。

少年法部会は二〇二二年一月一日、二月一日、二月二七日と開催され、二〇二三年一月二八日の第四回会議において早くも採択が行われた。この採択において①と②が一括採択され、その際の日弁連推薦委員の行動が批判の対象となり、次のような日弁連執行部に対する抗議声明が出された。

「日弁連推薦委員(二名)は、日弁連執行部の指示の元に、採択に当たって②に賛成する行動を採った。執行部は、①と②の一括提案に賛成したのであって、②に賛成したのではないと弁解するが、それはごまかしの理屈にすぎず、国民と弁護士会員に対する重大な背信行為である」。

審判への検察官関与については、「累次の日弁連意見もその弊害の存在を当然視してきた。しかるに日弁連執行部は財政上の理由から、これまでの日弁連意見を躊躇することもなく、覆してしまった」。

「端的に『検察官関与反対』と言わず妥協する日弁連は、人権擁護をめざす法律家団体としての期待を裏切り、国民の不信は募るばかりであろう」(「少年法改正」に反対する弁護士・研究者有志の会)による二〇一三年一月三二日付「二〇一三年一月二八日法制審議会少年法部会採決に際する日

弁連執行部に対する抗議声明」より)

(4)日弁連が二〇二三年一月二九日付で公表した『時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想』に関する会長声明』には、問題意識、危機意識が極めて乏しく、同様の財政上の理由により、「基本構想」の具体化となるであろう要綱案に対し、日弁連が同様の対応をとるのではないかと懸念されるのである。

10 組織犯罪対策立法としての側面

「基本構想」の特徴として忘れてはならないのが、「基本構想」が組織犯罪対策立法としての側面を強くもつことである。導入を検討する「具体的方策」について以下の説明がなされている。

(1)「通信・会話傍受」について

「通信傍受は、組織的な背景を有する犯罪を中心として、共犯者間での犯行の計画、準備、実行、証拠隠蔽等に関する謀議・指示などの内部的事情に関する通信を、ありのままに記録して証拠化することを可能とする手法であり、取調べ及び供述調書への過度の依存を改めて多様な証拠収集手段を確立していくに当たり、取調べを通じた事後的な供述証拠の収集に代替するものであり、また、これが困難な場合にも証拠収集を可能とする手法でもある」

(2)司法取引について

「捜査・公判協力型協議・合意制度」について、次のようにいう。「経済犯罪や薬物犯罪等を中心として、末端の関与者に処分又は量刑上の明確な恩典を保障してでも、より上位の者の刑事責任を解明・追求するというダイナミックな手法を可能とするものとして、有効な活用が見込まれる。」「刑事免責」にも当てはまる説明である。

(3)「証人に関する情報の保護」について

「例えば、暴力団による組織犯罪等において、かつて組織に所属していた者やたまたま犯行を目撃した一般市民が証人となる場合があるところ、証拠開示を通じて証人の氏名及び住居が被告人その他の関係者の知るところとなったり、傍聴人等のいる公開の法廷で証人の氏名及び住所その他のその者を特定させることとなる事項が明らかにされたりすると、証人に対する報復等の加害行為がなされるおそれがあり、そのようなおそれがあることと自体が証人にとつての精神的な負担・苦痛となることが少なくない。また、例えば、かつて犯罪組織に所属していたものの離脱して捜査・公判に協力する証人……について、証拠開示に際して、その住居を明らかにする必要性は乏しいとも考えられる」

(4)「証人の安全の保護」について

「組織犯罪等の事案における証人の安全を保護するための制度として、諸外国においては、証人

の身分の変更を可能とし、あるいは、経済的支援を行うなどの証人保護プログラムが整備されている国が少なくないが、これを参考として、わが国においても、報復等による生命・身体への危険がある証人について、例えば、一時的に別の名前の使用を認めるなど、その所在等を探知されにくくするための措置を講じることができるとの制度の導入を検討すべきであるとの意見があった」

(5) 録音・録画制度導入の制限根拠として

「組織的犯罪や共犯事件では録音・録画記録の内容が組織や共犯者に伝わる事態を防止するのは実際には不可能である上、何より、証拠開示や再生の制限は裁判所の判断事項であり、取調べが行われている時点で捜査機関が被疑者に何らかの保証を付与することはできない以上、被疑者への心理的影響を完全に払拭することはできないことなどに鑑みると、事後の対応のみによって指摘されている影響に十分に対応することは困難な場合があると考えられる。

したがって、取調べや捜査の機能に深刻な支障が生じる事態を避けるという観点から、録音・録画の対象外とすべき場面が適切に除外される制度とする必要がある」

11 特別部会の議論に欠落しているもの

(1) 憲法上、刑事法上の原理・原則からの議論

通信傍受の拡大、会話傍受の創設は憲法問題であるにもかかわらず、全く議論されていない。

(2) 取調べ受任義務に関する議論

取調べの在り方について検討するのであれば、取調べ受任義務の存否から議論されなければならないが、全く触れられず、取調べ受任義務の存在が大前提として議論されている。

そのため、弁護人の取調べ立会権についての議論も浅薄なものとなる。日弁連意見書は、「取調べ受任義務がないことの明確化」や「弁護人を取調べに立ち会わせる権利の明定」などを提言するが、取調べ受任義務の法的根拠や具体的内容が不明確であり、取調べ立会権についての論理が説得的なものとはなっていない。

(3) 司法制度改革の検証に関する議論

司法制度改革審議会意見書に基づく司法制度「改革」は成功している、問題はないという評価が所与の前提とされており、不十分でなかったかという議論を封殺している。典型例は事前全面証拠開示の否定にあらわれている。

12 今後の作業手順

特別部会の下に二つの作業分科会（作業グループ）が設けられ、各作業グループの会議がすすんでいる。

第一作業分科会が二〇一三年三月一九日、四月

二五日、五月一六日と開催され、五月二三日に予定が組まれている。第二作業分科会は三月八日、四月一八日と開催され、五月二日、六月四日に予定が組まれている。

今後は、右日程による各作業分科会での一通りの検討結果を特別部会に報告し、それに基づいて部会で審議を行い、その後作業部会における更なる作業を経て部会で審議を行い、こうしたサイクルによって成案の取りまとめを行う予定とされている。新聞報道等によると、早ければ、二〇一四年二月の法制審に特別部会の取りまとめを報告し、国会に法案として提出される見通しとされている。

おわりに

司法制度改革審議会意見書に匹敵する刑事司法制度「改革」であるが、日弁連からの情報発信に危機感が乏しいこともあって、会員の関心は今一つである。早急かつ精力的な取り組みが必要である。

アスペルガー障がい 不当量刑判決の問題点

大阪弁護士会 中井 真雄

1 はじめに

「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず、……被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する。」

これは、二〇一二年七月三〇日、大阪地裁において、姉を刺殺した被告人に対し、検察側の求刑（懲役一六年）を超える、懲役二〇年の判決が言い渡された際の量刑理由の一部である。

この判決に対しては、各新聞社が社説などで取り上げたほか、各弁護士会、日本自閉症協会、共生社会を創る愛の基金などの当事者団体、日本社会福祉士会、日本精神神経学会、大阪精神診療所協会など、多数の声明・意見が出された。そのすべてをここで紹介することはできないが、その多くは、本件判決が障がい者に対する差別であると断じている。

2 支援チーム結成

本件判決を受け、刑事弁護委員会および高齢者・障害者総合支援センター運営委員会の所属委員有志によるバックアップチームが形成された。

刑事弁護委員会および高齢者・障害者総合支援センター運営委員会のメンバーに対し、バックアップチームへの参加を呼びかけ、約二〇名の弁護士から参加表明があった（筆者もそのうちの一人である）。この集まった弁護士で弁護団を作りすべての弁護士が弁護士として活動することも当初は考えられたが、被告人の特性、意向などもあり、見送られた。代わりに言うわけではないが、控訴審において弁護人の複数選任を求め、障がい者刑事弁護事件について経験豊富な弁護士をこれにあてることとした。

弁護人でない弁護士は、法廷における活動や、被告人との接見などはできない。そのため、その役割は、控訴審における弁護人の活動を文字通りバックアップすることになった。具体的には、第一審判決を分析し、その問題点を検討し、控訴趣意書作成の助けとなる資料の収集、検討を行うこ

とした。

3 第一審判決の問題点

第一審判決の問題点は、両弁護士により作成された控訴趣意書において詳しく述べられている。控訴趣意書の内容は、法令適用の誤り（責任主義違背、実質的な保安処分）、訴訟手続きの法令違背、事実誤認、量刑不当など多岐にわたり、すべてをここに記すことはできないので、以下に原判決の問題点の概略について示すことにする。

(1) 法令適用の誤りについて

ア まず、アスペルガー症候群という精神疾患を有する被告人が、その強い影響に基づいて行った本件犯行について、精神疾患の影響を受けていない通常人と同様の責任非難を加えることはできないのであり、アスペルガー症候群を有することは、被告人の量刑を軽くする方向に大きく反映されるべきである（責任主義違背）。

イ また、原判決は、責任主義に基づく刑罰を、現行法が規定していない社会防衛に基づく「保安処分」の代用として利用しようとする発想であり、法定・適正手続違反であり、責任主義に反しており、許されない。

ウ また、原判決はただ、「できるだけ長期間

刑務所に収容することで内省を深めさせる」と述べるのみで、全く治療的・福祉的な発想は欠落しており、できるだけ長期間の刑務所収容により社会防衛を図るのだという発想である。そこにあるのは、危険人物を社会から隔離拘禁するという保安拘禁的な発想だけである。

エ 原判決は、再犯可能性を根拠としているが、本件は、親族間の殺人であり、一般的に再犯可能性は極めて低いケースである。

(2) 訴訟手続きの法令違背について

社会内での受け皿の有無については、原審の公判前整理手続の経過の中で、予定主張も含めて全く議論がなされていなかった争点である。にもかかわらず、原判決は、突如として、社会内に受け皿が何ら用意されていないとの認定を行った。これは、争点となっていない事実を原審の裁判所が認定したものである。

(3) 事実誤認について

ア 原判決は、「本件犯行の動機の形成に関して、被告人にアスペルガー症候群という精神障害が認められることが影響している」ことを認めているが、被告人の責任能力には一切言及していなかった。

被告人のような、広汎性発達障害においては、

パニック障害が錯乱性の痼癪や大騒ぎのような形で表現されることはなく、当惑、動揺、固まる、フリーズ状態という、一見するとパニック障害を起こしていないように見えるが、実際には一過性の思考停止状態におちいることがあるが、そのようなことが一切考慮されていない。

イ 受け皿がないことについて

発達障害者支援法や障害者自立支援法などに基つき、種々の施策や福祉サービスが存しており、かつ、刑務所で刑を終えた高齢者や障がいのある人など支援が必要な者に対しては、福祉につながるための機関として地域生活定着支援センターがあるので、「受け皿」は存在するし、かつ、仮に被告人が刑務所に服役して出所したとしても、その「受け皿」につなぐ機関や仕組みは整備されている。

(4) 量刑不当について

ほぼ三〇年間も被告人が長姉を恨み続けることとなった背景には、被告人の障がいの存在があった。そして、その障がいに対する適切な支援がなかったという事実があった。しかし、そのことに本人も家族も、行政も誰も気づかず、結果、被告人も家族も三〇年間苦しみ続けたのである。そのことを原判決はまったく考慮していない。

4 控訴審判決

(1) 控訴審の結論は、原判決破棄自判、懲役一四年というものであった。理由中の判断では、弁護人の法令適用違反、訴訟手続きの法令違背の主張については排斥され、もっぱら、量刑不当に基づくものであった。

(2) 控訴審判決は、「本件の経緯や動機形成過程へのアスペルガー障害の影響の点は本件犯行の実態を理解する上で不可欠な要素であり、犯罪行為に対する責任避難の程度に影響するものとして、犯情を評価する上で相当程度考慮されるべき事情と認められる」とした点、また、被告人の反省について、「被告人が十分に反省する態度を示すことができないことはアスペルガー障害が影響していることが認められる。そのような中で、十分とはいえないとしてもそれなりの反省を深めつつあるという評価も可能である。少なくとも、再犯可能性を推認させるほどに被告人の反省が乏しい状況にあるとはいえない」とした点、「各都道府県に設置された地域生活定着支援センターなどの公的機関等による一定の対応がなされており、およそ社会内でアスペルガー障害に対応できる受け皿がないなどとはいえない」などとした点は、評価できる。

しかし、控訴審も、アスペルガー障がい当事者の責任能力の問題については、正面から答えておらず、根本的な問題には答えていないといえよう。また、量刑の観点からも、十分に被告人の障がい、経緯について考慮されたとはいえない。

5 最後に

筆者が本件第一審判決の概要を読み、「異質なものの、わからないものを排除しようとする意志」が存在する、と感じた。

確かに、「自分の配偶者や、親、兄弟、恋人など大切な人が傷つけられたらどうするのだ。そのようなことが起こらないようにするには、危ないやつ、よくわからないやつを隔離してしまえ。万が一、そのような目にあったら責任をとってくれるのか」という不安はわからないではない。一度起こってしまった結果は、取り返しがつかない。

しかし、私たちの社会は、異質なものを排除するのではなく、ともに生活していく社会を選択したはずである。排除するのではなく、いかにしてともに生活するのか、また、排除しなければならぬような危険な存在ではないことを理解してもらおうか、そのことを常に考え続けなければならないと思う。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

枚方・生活保護自動車保有訴訟

～勝訴判決ご報告～

大阪 岡 千尋

1 判決の概要

二〇一三年四月一九日、大阪地方裁判所第二民事部（山田明裁判長、山本拓、内藤和道両裁判官）は、平成二十二年（行ウ）第三五号生活保護申請却下処分取消等請求事件及び平成二十二年（ワ）第三三九三号損害賠償請求事件について、原告である佐藤キヨ子さんの訴えを認め、処分を取り消すとともに、被告枚方市に対し約一七二万円（各処分がされなかった場合に原告が得られたであろう生活保護費支給額約二三六万円、慰謝料一五万円、弁護士費用二〇万円）の国家賠償を命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2 事件の概要

原告の佐藤キヨ子さん（七三歳）は、両股関節機能全廃という生まれつきの障がいのため、真っ直ぐに起立することもできず、長距離、長時間の歩行ができない。そのため、幼少期には、子どもたちから石を投げられる、押し倒されるなどいじめられたこともあった。

その後、佐藤さんは結婚し、長男と夫と三人で枚方市で暮らしていた。長男は、足に障がいを持ち歩行が困難な母親を気遣い、小学生の卒業文集

で、「今、こんなお母さんに、ぼくがしてあげられることは、何だろうと考えた。」「お母さんが一番ほしい物はたぶん自動車……と思う。」「ぼくが、大きくなって買ってあげられるまで、まっけていてほしい。」という作文を書いた。そして、長男は社会人になり、作文のとおり佐藤さんに車をプレゼントした。佐藤さんは自動車によりはじめて自由に移動できるようになった。佐藤さんは、自動車に乗ることで、「世界がこんなに広がったのか」と思ったほどで、佐藤さんの移動にとって自動車は必要不可欠なものである。

二〇〇六年六月、夫が亡くなり、年金が少額となったため、佐藤さんは生活保護の申請をした。保護開始決定がなされたものの、枚方市は、換価価値のない佐藤さんの自動車を処分するように指導した。けれども、佐藤さんにとって自動車は必要不可欠であり、処分することはできなかった。結局、枚方市は、二〇〇七年五月、指導違反を理由に保護廃止の決定を下した。

保護廃止後の佐藤さんの生活は、まさに最低生活を下回るものであった。月五万円の年金収入をやりくりし、食事を一日二食にし、米をふやかして食べ、空腹に耐える毎日だった。真冬には上下の服を五枚ずつ着込んで暖房を使わず、日中は薄暗い部屋でラジオだけを聞いて過ごしていた。

そこで、佐藤さんは、再度生活保護の申請を



完全勝訴判決を受け、喜ぶ原告の佐藤キヨ子さん
(中央)と弁護団

行ったが、枚方市は、佐藤さんが車を処分しておらず前回指導の状況と異ならないという理由により、却下決定を行った。

これに対し、佐藤さんは、二〇一〇年二月三日、却下決定の取消、国家賠償を求めて、大阪地方裁判所に訴えを提起した。

なお、障害者の自動車保有については、厚生労働省保護課長通知(以下「課長通知」という)が、障害者の通院等に必要であること等の厳格な要件を設けた上で認めている。課長通知の要件自体が不当に厳しいものであるが、枚方福祉事務所は、その要件をさらに厳しく運用してきた。このような自動車保有についての不当に厳しい運用は、全

国で見られる。

3 本裁判の意義

(1) 本判決は、枚方福祉事務所長による課長通知の解釈適用の違法性を認めて却下処分を取り消した。さらに、生活保護法の趣旨及び目的に従って課長通知を解釈適用していれば、原告が自動車保有の要件を満たしていることを容易に認識したのに、「調査を行わないまま」あるいは「何ら実質的な検討を行わず」、「漫然と」処分を行ったとして、国家賠償法上の違法性をも認め、自動車保有を不当に制限する枚方福祉事務所長の運用を厳しく断罪した。

(2) また、弁護団が課長通知自体が違法であると主張したのに対し、本判決は、同通知に「一応の合理性」を認めたものの、その前提として、各福祉事務所による厳格な行政解釈とは異なり、「通院等」の保有目的はあくまでも「第一次的な基準」であって、医療や教育

を目的としない施設への定期的な訪問も「通所」に該当する場合もあり、目的等の要件が欠ける場合でも「特段の事情」があれば保有を容認する余地があるなど、保有目的や保有の必要性を柔軟に解釈運用すべきと判示した。

(3) さらに、保有要件を満たした場合の自動車の利用目的を通院等に限定する実務運用についても、直接の争点ではなかったにもかかわらず「なお」書きでわざわざ言及し、「生活保護を利用する身体障害者とその保有する自動車を通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長及びその保有する資産の活用という観点から、むしろ当然に認められる」として、本件のみならず全国的に蔓延している実務運用を厳しく批判した。

原告は、現在、自動車を保有しながら生活保護を受給しているが、福祉事務所からは、「通院とそれに伴う日常生活」以外に自動車を利用してはいけないと指示されており、これにより、現在も自動車を保有・利用することに不安を感じている。通院に自動車が必要な原告が、その他日常生活(買い物・銀行へ行く、友人との交流など)にも自動車が必要であることは当然のことであり、同指示も不当なものである。そのことについて、原告は、尋問や最終意見陳述で、「自由に、堂々と自動車に乗れるようになりたい」と述べた。裁

て、高く評価できる。

4 控訴断念に向けて

判所は、その原告の思いに比べ、保有要件を満たしているかどうかという争点についての判断にとどまらず、保有要件を満たした場合の自動車の利用について、広く認めるべきであるという判断をわざわざ行つたのである。この点は、原告が最も喜んだ判示部分である。

(4) 以上のように、裁判所が、前記課長通知のあるべき解釈について踏み込んだ判断を示したのは全国においても初めてのことであり、原告及び弁護団の思いを正面から受け止め、障がい者の完全参加と平等の意義を実質化する画期的な判断とし

原告・弁護団は、被告枚方市に対して、本判決の意義を真摯に受け止め、速やかに控訴を断念するとともに、自動車の保有を不当に制限する生活保護行政の運用を直ちに改善するよう、強く求めている。判決後の四月二二日には、原告・支援者とともに、枚方福祉事務所に対して、直接の申し入れも行った。

行政が、要件を不当に厳しく解釈し、生活保護を受給できるはずの人が受給できないという事例は未だに数多く存在する。また、昨今の生活保護バッシングが、そのような行政の対応を助長している。このような現状にあつて、本判決が、不当・違法に厳しすぎる生活保護行政を正していく大きな一歩となるよう、期待している。

(弁護団は尾藤廣喜、青木佳史、小久保哲郎、喜田崇之、岡千尋)

※五月二日、枚方市が控訴断念を表明し、五月七日の経過により原告完全勝訴判決が確定しました。

桜宮高校をめぐる一連の動きについて

大阪 長瀬 信明

昨

年二〇一二年の二月三日の朝、大阪市立桜宮高校の男子バスケットボール部のキヤプテンが自らの命を絶つという痛ましい出来ごとがあった。その日、部活動のため登校していた

生徒たちは、部活動を中止し、帰宅するよう言い渡された。

生徒たちは何か問題が発生したことを薄々感じながらも、帰宅の途についた。悲報が生徒に知ら

されたのは、年明けの二〇一三年一月八日の始業式の日であった。翌九日の夜には保護者説明会が開かれた。私は、同校の体育科に子どもを通わせていたこともあり、保護者説明会に参加した。す

でにマスコミの知るところとなっており、学校の周りにはマスコミが溢れ、騒然とした雰囲気であった。この頃、生徒たちは登下校の際、執拗にインタビューをしようとするマスコミに追い回された。

保

保護者会において、学校側は、自死の事実及びその前日に顧問の教員が体罰を振るったという経過についての説明がなされたが、マスコミの報道と大差なく、保護者からは不満の声が相次いだ。顧問の教員による体罰が原因で自ら命を絶ったという報道がなされていたこともあり、体罰の有無に質問が集中した。その中で男子バスケットボール部に限らず、男子バレー部においても体罰が行われており、学校側もこれを放置していたことが明らかとなった。最後に、教職員全員が整列し、これまでの体罰の有無を述べるとともに、今後とも体罰を一切行わないと誓い、一応、説明会は終わった。

学校側から保護者への説明は、このときが最後で、現在に至るまで、何ら詳しい説明はされていない。おそらく人事が刷新される予定であったこと、現在も調査が行われているという理由であろう。ちなみに、大阪市教育委員会（以下、「市教委」という）は、二〇一三年三月二六日、調査を担っている外部監察チームの中間報告書を公表して

いるが、当該報告書は、情報公開請求をしなければ、見ることもかなわない。

事

態が公表されて一週間後の二〇一三年一月五日、市教委は文書で、桜宮高校のすべてのクラブ活動の無期限停止を命じた。体罰を容認していたと橋下市長や世間の一部から決めつけられた教員たちも、これに抵抗しきれなかった。

市教委は、後に、保護者らを中心に結成した「桜宮高校から体罰をなくし、改革をすすめる会」（以下、「すすめる会」という）の要請を受け、同年二月六日からクラブ活動の再開を認めたが、当時、生徒たちは、同じ学校の生徒が命を絶ったという衝撃的な事実をまだ受け止め切れていないにもかかわらず、桜宮高校の生徒だから受けるべき懲罰なのだろう、仕方がない、と思い込まされていた。

また、この頃のインターネット上での桜宮高校生徒、卒業生への罵詈雑言は見るに堪えないものであった。さらに、生徒の登下校においても、生徒が暴言を浴びせられたり、自転車壊されるなどの心無いバッシングが相次いだ。こうした事態は、北朝鮮が何か行動を起こした際に、朝鮮学校の生徒たちになされる卑劣な行いと同質のものだと思われる。

保護者らは、生徒たちがみるみる元気を失って

いく姿を見ながら、成す術をもてなかった。

二

〇一三年一月二七日、橋下市長は「自殺者を出した桜宮高校は、新入生を受け入れる状況にない。入試を実施することは大阪の恥だ。二日の教育委員会会議で入試実施を決めるなら、予算の執行を停止してでも阻止する」と言い出した。市長は自分が桜宮問題の対処を指導すると考えたのかもしれない。これは、教育委員会制度への、違法で、直接的な侵害を公言した点でも聞き捨てならない発言であったが、桜宮高校への進学を希望していた受験生たちの思いや人生への影響を平気で踏みつける非人道的発言でもあった。この強硬な態度から、桜宮高校問題に対する関心は一気に高まった。この時点で、橋下市長は、桜宮高校の問題の対処策として、①入試の中止、②クラブ活動の禁止、③教員の総入れ替え、を提起していた。しかし、これらの対処策は、体罰の実情や自死の要因など、ほとんど明らかになっていない状況下において、必要性も合理性も認められないものであった。

これに対して、伊賀興一弁護士が弁護士登録をしている各種メーリングリストに入試の実施を求めるべく声を上げ、賛同を求めた。すぐに多くの弁護士が賛同し、弁護士有志の声明が作成された。翌週、伊賀弁護士、辻公雄弁護士、大阪市

立高等学校教職員組合辻本正純執行委員長、私、保護者の方たち（居てもたつても居られなくなり市役所に駆けつけていた！）とともに、その声明を携え、市教委を訪れた。われわれは、市教委で教育委員の方々と面談し、声明を渡すとともに、市長の声だけでなく、生徒・受験生・保護者の声にも耳を傾けた上で、冷静な判断をして欲しいとお願いをした。

その後、大阪弁護士会も入試中止を非難する会長声明を発表し、青法協弁学合同部会も同様の内容の議長声明を発表した。多数の市民団体、労働組合も入試を中止するという手法を非難した。

今日の段階で振り返ると、橋下氏の発言は、結果的に桜宮高校関係者の自主的、具体的な改革の意欲を最高潮まで高めたといえる。

一 月二七日、エル大阪において、保護者、卒業生とともに、弁護士有志や市民を構成員として、「すすめる会」が結成された。この日の参加者は二七〇名に及んだ。当初、自由闊達な議論をするためにマスコミをシャットアウトして行う予定であったが、部屋に人が入りきれず、結果的にオーブンとなった。しかし、かえって議論の様子がマスコミに伝わってよかったと思われる。この日は、それまでの経過の説明とともに伊賀弁護士から体罰について法的な観点からの説明、体罰と

いう手法が一切許されるものではないという説明がなされた。様々な意見が交換されたが、象徴的であったのがある保護者の方の発言である。すなわち、これまでは愛のムチというものがあると信じていたが、この間、いろいろと考え、今日、議論に参加し、体罰は一切許されないと考えるようになったというものである。

すすめる会は、結成直後の二月三〇日、会として市教委に対する五項目の要請を行い、ほぼ要請の内容を支持する文書回答を得ている。

その後、二月九日にも、エル大阪で集会を行い、引き続き、桜宮高校をいかにして改革すべきか、体罰問題、あるいは、かけがえのない子どもたちの救いの声（クライシスコール）にどうすれば気づいてあげられるのかについて、意見交換、議論が行われた。

二 月一九日、二三日、すすめる会の保護者・卒業生の名義で、「桜高に学ぶあなたへ」と題する在校生に宛てた手紙を早朝、校門で生徒に配布した。「心無いバッシングから守ってあげられなくて、ごめんね」という文章から始まり、「生きて、さまざまな困難を乗り越えてほしい」と呼びかけるこの手紙は、作成段階から何人もの保護者が涙しながら、言葉を、表現を選び、何度も書き直しされた想いを凝縮したものである。

三月一日に予定されていた卒業式も、それまでの落胆と混乱と不安感に閉じ込められていた在校生が、しっかりと地に足をつけ、未来を見据えるに値する、厳かなものとなったと聞いている。

その後、すすめる会は、三月三日にもエル大阪で集会を行い、それまでの総括をするとともに、今後の課題（保護者の学校への積極的な関わり、生徒を主人公とする学校運営の構築、生徒・保護者・教員との議論の場の設定、教員の人事等）が確認された。

なお、すすめる会は、当初、伊賀弁護士が仮の代表を務めていたが、現在は、私が代表となっている。

桜宮高校は、一時の危機を脱したが、管理主義的傾向が一方で強められるであろうことが予想される中で、生徒を主人公とする学校運営、学校活動が保護者らの声を排除することなく進むことが強く期待される。



大阪空襲訴訟で問われた「防空法」

—— 治安維持法、国家総動員法と並ぶ悪法 ——

大阪 大前 治

二〇一三年一月一六日に言渡された「大阪空襲訴訟」の控訴審判決は、謝罪と補償を求める空襲被災者の願いを控訴棄却により退けた（最高裁へ上告中である）。不本意な判決であるが、国に責任を負わせる根拠として弁護士が主張した「原告ら一般市民に危険を及ぼした防空法制」については、一部が認定される成果を得た。

この「防空法制」について、より多くの方に知っていただきたい。

◆なぜ逃げなかったのか

第二次世界大戦の末期、一度に二〇〇～三〇〇機ものB二九爆撃機が日本の都市上空に飛来して大量の爆弾・焼夷弾を投下していった。一九四五年三月一〇日の東京大空襲では、一晩で二〇万人が死亡したといわれる。その二日後に名古屋市、さらにその翌日には大阪市が大空襲を受けた。終戦前日まで繰り返された空襲により、死者は全国で五〇万人を超え、多数の負傷者・罹災者が出た。全国の都市が「焼け野原」となった。

これは周知の事実である。一方で、「なぜ逃げなかったのか」「都市から脱出してれば空襲にあわなかったのでは」、そんな素朴な疑問も生じる。アメリカ政府ではなく日本政府の責任を追及する大阪空襲訴訟弁護団にとって、この謎の解明が重要

課題となった。

◆たしかに「防空法」という法律はあるが……

これまで知られていた法律として、「防空法」がある。

防空訓練への参加義務を主要な規定として昭和二二（一九三七）年に制定された防空法は、昭和一六（一九四二）年二月二五日に改正され、次の規定が加わった。

《防空法 第八条ノ三》

主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定区域内ニ居住スル者ニ対シ期間ヲ限リ其ノ区域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

たしかに重要な条文であるが、あくまで「例外的・限定的に退去を禁止できる」と読める。実際に退去が禁止されたのか明らかではない。これだけで国の責任を追及できるのか、いささか心もとない。

◆内務大臣通牒―原則と例外が逆転

調べてみると、真珠湾攻撃の前日に内務大臣が

左記の通牒を発していたことが分かった。より具体的に、市民を空襲下に縛り付ける方針を明記している。

《内務大臣通牒 昭和二六（一九四二）年十二月七日》

空襲時ニ於ケル退去及事前避難ニ関スル件

一、退去

(一) 退去ハ一般ニ之ヲ行ハシメザルコト

(二) 老幼病者等ノ退去ニ付テモ現下ノ空襲判断上全般的計画的退去ヲ行ハシザメルハ勿論、左ニ依リ努メテ之ヲ抑制スル様一般ヲ指導スルコト

※

(イ) 老幼病者ニ対シテ絶対ニ退去ヲ慫慂セザルコト

(ロ) 現在予想セラルル敵ノ空襲ハ老幼病者等ノ全部ガ都市ヲ退去スルヲ要スル程度ニ非ズ、寧ろ退去ニ伴フ混乱、人心ノ不安等ニ因ル影響大ナルベキコトヲ一般ニ徹底セシムルコト

(三) 第二号ニ依ルモ尚退去セントスル者アル場合ハ適宜統制ヲ加ヘ混乱ヲ未然ニ防止スル様努ムルコト

(以下略)

※慫慂（しょうよう）

— そばから誘いかけ勧めること

この通牒により、法律と実際の運用とは、原則・例外が入れ替わっていたことが分かる。退去は原則として禁止されていた。その罰則は最大で懲役六カ月であった（防空法一九条ノ二）。さらに、次の条文も昭和二六（一九四二）年改正で加えられた。

《防空法 第八条ノ五》

一項 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ応急防火ヲ為スベシ

二項 前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ為ス応急防火ニ協力スベシ

こうして市民は「退去禁止」と「消火義務」を課されて、都市から逃げられない重圧に縛られることとなった。

◆東京大空襲の後も、「都市にとどまれ」

防空法の下で、市民は防空訓練への参加を強制され、「砂袋」や「火叩き」を用いた無意味かつ危険な対処法を強制された。また、「命を捨てて持ち場を守る」という防空精神も植え付けられた。

空襲時に消火せず避難する者がいないか、隣組が嚴重に監視する体制が作られた。

東京大空襲の翌日、小磯國昭首相は、「短期決戦を焦る敵は、今後ますます空襲を激化させてくる。敢然として敵の空襲に耐えることこそ、勝利の近道である」とラジオで演説した。退去・避難によつて身を守るのではなく、ただ耐えることを国民に求めたのである。

その翌月には、逃げたいと願う市民を絶望に追いやる閣議決定がなされた。

《閣議決定 昭和二〇（一九四五）年四月二〇日》
現情勢下ニ於ケル疎開応急措置要綱

第一 方針

疎開ノ真義ハ国土防衛体制及必勝生産体制ヲ確立スルニ在ル所以ヲ此ノ際更ニ徹底スルト共ニ、一層秩序的ニ疎開ノ進行ヲ図リ其ノ目標ヲ完成セシムルモノトス

第二 要領

一項

(一) 人員疎開

人員疎開ニ付テハ(一)老幼妊産婦病弱者(介護者ヲ含ム)(二)疎開施設随伴者 地方転勤者ヲ含ム)(三)集団疎開者(四)前各号以外ノ罹災者及強制疎開立退者(但シ離職者)ヲ先ヅ優先的二疎開セシムルモノトシ右以外ノ者ノ疎開

ハ当分ノ間之ヲ認メザルモノトス

冒頭で「疎開の進行を図る」と言ったのを一転させて、老幼病者・罹災者・建物疎開による立退者以外の疎開は「当分の間、認めない」と言いきっている。こうして市民は空襲下の都市に縛り付けられた。さらに、「空襲の被害は僅少」という情報統制や、「焼夷弾は怖くない」という虚偽事実の流布により、国民が空襲への正しい対処法を知ることができず、空襲被害が拡大された。

◆裁判所が認定した防空法制

大阪空襲訴訟の一審判決（二〇一一年二月七日・大阪地裁）は、こうした防空法制について詳しい事実認定をした。たとえば、前述の内務大臣通牒により「一般的には退去をさせないよう指導すべき方針とされていた」こと、空襲予測や被害事実が秘匿され、「現実には空襲が開始された後も、新聞等ではその被害の実態は正確に報道されず、空襲被害者が、報道等によって他の空襲被害の実態を正確に知ることはできない状態にあった」などの事実が明確に認定された。

さらに控訴審判決（二〇一三年一月一六日・大阪高裁）は、この一審認定事実を維持したうえで、控訴審での国側の主張に反論するかたちで次の事実を認定した。

「昭和一九（一九四四）年二月一日付け朝日新聞に、小幡防空総本部指導課長の談話として、焼夷弾は手袋をはめてつかんで投げ出せばよいとの記事が掲載されるなど、総じて、当局が、民間防空として初期消火に積極的に当たらせるなどの目的から、焼夷弾の脅威を過少に宣伝していたことがうかがわれ、これを信じて早期に避難せず初期消火に当たった国民が、その分危険な状況に置かれたものと評価することができる。」

また、国側が「疎開政策により都市からの退去は認められていた」と主張した点について、控訴審判決は次のように判示した。

「当時の疎開政策は、あくまでも国土防衛の目的から策定されたものであり、生産、防衛能力の維持に必要な人材に対しては、疎開を原則として認めないものとし、これらの者に対しては身を挺して防火に当たるよう求める一方で、上記防空に足手まといとなるような老幼妊産婦病弱者は優先的に疎開させるという方針を同時に示しているものであり、無条件に国民の疎開を推し進めるものではなかった。また、被控訴人は、上記のような疎開政策への転換をとらえて、大阪空襲当時、事前退去をすることが事実上困難といえる状況を被控訴人が作り出したと認定すべきではないと主張するが、少なくとも開戦当初は、一般的に退去を行わせないという方針を掲げ、隣組として防火

活動に従事することが国民の責務であるといった思想を植え付けるなどして、事前退去をすることが事実上困難といえる状況を作出していたと認められる。」

◆判決の意義をつかみ、救済立法を求める

現在、空襲被害者への救済立法を求める運動が取り組まれている。大阪空襲訴訟の判決は、「国の行為による空襲被害」を認めさせるうえで大きな足がかりとなり得る。その意義をつかんで、運動にも役立てていきたい。

最高裁でのたたかきも続いている。引き続き、全国の皆様からの支援をお願いしたい。

*弁護団は、井関和彦団長、高木吉朗事務局長ほか二五名。

*防空法制についての先駆的研究として、水島朝穂「防空法制下の庶民生活」（一九九五年、三省堂ぶつくと所収）がある。本訴訟においても、水島教授から多大なご協力をいただいた。

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟のいま

——一つの地裁判決で勝利

大阪 谷 真介

1 内閣官房報償費（機密費）とは

内閣官房報償費（機密費）とは、「国の事務または事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じ、その都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、具体的な使途が特定されない段階で国の会計からの支出が完了し、その後は基本的な目的を逸脱しない限り、取扱責任者である内閣官房長官の判断で支払が行われるとともに、その使用は、内閣官房長官という優れて政治的な判断の下で決定されるという特殊な性格を有する経費」とされており、現在は年間一四億六〇〇〇万円が予算に計上され、国庫から内閣官房長官に支出されている。内閣官房長官は毎月約一億円、使途を明らかに

せず自由に使用できるのである。

内閣官房報償費の使途が問題視される発端となったのは、当時の野党の議員団にもたらされた内部資料であった。それは、加藤紘一氏が官房長官だった時代の、一九九二年二月から一九九二年二月までの一四カ月間の内閣官房報償費の使途を記した「金銭出納帳」なるノートと、この金銭出納帳を月別の収入・支出表や目的別の分類表としてまとめ記した内閣用箋、そして「報償費について」なるものが記載された内閣用箋である。そこには内閣官房報償費の驚くべき使途が記載されていた。例えば、「国会対策費」として「英国屋（背広）」一六〇万円、「商品券」一三二万円など明らかに党内対策や野党対策の流用、数百万単位での「パーティ券」、「励ます会」、「出版記念」、「シンポジウム」といった事実上の政治献金としての党

略的流用、一六〇〇万円もの「長官室手当」、「秘書官室手当」といった私的費用としての流用を疑われるなどであった。

2 一次訴訟と大阪地裁判決

二〇〇六年、神戸学院大学教授の上脇博之氏（政治資金オンブズマン共同代表）が二〇〇五年四月から二〇〇六年九月まで細田・安倍の両官房長官時代の報償費の使途について示した文書の情報公開請求を行ったが、内閣官房長官から国庫に対する請求書等は開示されたものの、内閣官房からの支出に関する資料はすべて不開示となった。そこで、二〇〇七年五月、上脇氏が本人訴訟として不開示処分取消しを求めて大阪地裁に提訴したのが一次訴訟であった（訴訟中に、安倍官房長官

分に絞った。内閣官房報償費（機密費）に関する全国初の情報公開訴訟である。

提訴から四年近くたつてようやく二〇一〇年八月に、国が申請した現役の内閣官房の事務方トップで、かつ本件各文書の非開示を決定した、内閣総務官・千代幹也氏の証人尋問が実施された。原告側が申請した安倍晋三証人については裁判所が却下し、二〇一二年一〇月に結審した。

二〇一二年三月二三日、大阪地裁第二民事部（山田明裁判長）は、内閣官房報償費の支出に関わる文書について、一部開示を命じる判決を言い渡した。判決で開示が認められたのは、内閣官房長官がみずから使用し出納を管理する政策推進費にかかる「政策推進費受払簿」、会計検査院に提出する二次資料である「報償費支払明細書」と、出納管理の一覧表である「出納管理簿」の一部（政策推進費に係る部分）であった。一方、調査情報対策費や活動関係費の支出が決定された文書である「支払決定書」、各支出の個別の「領収書等」（領収書や請求書、受領書など）と「出納管理簿」の残りの部分（調査情報対策費と活動関係費に係る部分）は非開示とされた。結論を分けたのは、具体的な使途と支出の相手方が記載されているかどうかであり、開示が認められた文書はすべて支出の相手方が記載されていない文書であった。

かかる判決について国と原告の双方が控訴し、

大阪高等裁判所第二民事部において審理されることになった。控訴審は二〇一三年三月二六日に結審し、判決は同年六月二七日に言い渡される。

3 二次訴訟と大阪地裁判決

二次訴訟は、自民党政権最後の河村官房長官が総選挙惨敗後に政権を明け渡す前の十数日間の間、に二・五億円の官房報償費を流用した件の情報公開訴訟である。二〇〇九年八月三日、衆議院総選挙で自民党が民主党に歴史的惨敗を喫し、政権交代が実現した。政権を明け渡すことが決まっており、重要な政策決定などするはずのない自民党政権最後の河村官房長官は、なんとその二日後の同年九月一日に国庫に二・五億円もの内閣官房報償費（機密費）を請求した（内閣官房報償費の国庫請求は通常月一億円）。その後、同年九月一六日に民主党が政権を引き継いだときには、官房長官室の金庫はカラになっていたのである（当時の平野官房長官の国会答弁）。

二〇〇九年一〇月九日、公認会計士の松山治幸氏（政治資金オンブズマン共同代表）が情報公開請求をしたものの、これまで同様全面非開示とされたため、二〇一〇年一月六日、大阪地裁に非開示決定の取消を求めて提訴した。大阪地裁の審理では、再度、千代幹也内閣総務官の証人尋問が実

施された。

二〇一二年一月二三日、大阪地方裁判所第七民事部（田中健治裁判長）は、一次訴訟判決を前提とし、さらに二次訴訟判決では全面的に非開示とされていた領収書等のうち、公共交通機関の交通費に関する領収書で個人名が記載されていないものについては、これが開示されても内閣官房の事務遂行に具体的な支障は生じないとして開示を命じた。一次訴訟よりさらに開示範囲を拡大したのである。

なおかかる判決についても、原告と国の双方が控訴し、大阪高等裁判所に舞台を移すことになった（二次訴訟と同じ第二民事部に係属）。

4 両大阪地裁判決の意義

これまでまったくのブラックボックスであった内閣官房報償費について、両大阪地裁判決で大きな風穴が開いたことは評価されるべきである。特に内閣官房報償費の「本丸」である内閣官房長官が独自に使用でき、領収書すら不要とされる「政策推進費」について、政策推進費受払簿が開示された意味は大きい。時期や組み入れ額が分かれば、違法な支出について一定のチェックや歯止めをかけることができる。さらに二次訴訟において、一次訴訟では全部不開示であった領収書の一部（公

公共交通機関の交通費に関する領収書の開示が命じられたことも画期的である。二つの大阪地裁判決において、地裁レベルでは開示されるべき部分はほぼ固まったといえる。

もともと、そのほかの領収書等についても、会合費や書籍代などの間接的な支出に関しては、使途や相手方が開示されても何ら内閣の事務に支障が生じることは考えられないので、さらなる開示がなされてしかるべきであった。この点は今後の

課題として、控訴審において開示の範囲がさらに拡げられることを期待したい。

5 最後に

民主主義を下支えする国民の知る権利の保障や財政民主主義の原則からすれば、公金の支出に關して聖域がつけられてはならず、支出関係文書は原則としてすべて開示されなければならない。両

大阪地裁判決では、これまでまったく闇の中であつた内閣官房報償費について一部開示が認められた。

本年(二〇一三年)六月二十七日に出される一次訴訟高裁判決によつて、さらにこれを前進させたい。(弁護団は大阪支部の阪口徳雄・辻公雄・徳井義幸・谷真介ほか)

TPPをめぐる危険な状況

大阪 杉島 幸生

1 はじめに

安倍自民党は、先の総選挙の際には、TPP参加のための最低条件(①聖域なき関税撤廃はしない、②自動車工業製品に関する数値目標は拒否する、

③国民皆保険制度の維持、④食品安全基準の確保、⑤ISD条項の拒否、⑥政府調達・金融サー

ビスについてはわが国の特性を踏まえる)を掲げていた。ところが実際に政権を奪還するや、先の公約などなかったかのように参加を表明し、オバマ大統領から事前にすべての産品について関税撤

廃を約束する必要はないと言われただけで、参加を表明してしまった。

自民党がこの六条件を掲げざるを得なかったのは、そのそれぞれが国民生活に極めて重大な影響を与えるからにはかならない。TPPをめぐる情勢は、けして軽視できないところまできている。

2 現在なにが行われているのか

日本がTPPに参加するためには、すでにTPP協議に参加している一カ国の承認が必要となる。したがって、現在日本政府が行っているのは、その一カ国政府にTPP参加を承認してもらうための個別の下交渉にすぎない。先のオバマ・安倍会談でアメリカ側が言っているのは、決して日本に対して「例外品目を認めてあげる」ということではなく、日本が本交渉に入る前に「例外化リスト作成を求めないという約束はしなくてもいい」ということであるにすぎない。しかし、オリジナルTPPでも例外化リストによる例外化は認められているのであって、オバマ大統領の発言は、あまりに当たり前のことを言っているのである。例外化リストの作成のためには、日本が特定の産品について例外化のためのオファーを出し、他の参加国すべてそれを了承しなければならない。「例外化オファーを出すのは自由だけど、それを認めるかどうかは知らないよ」というのがアメリカの立場である。これでは、およそ日本の立場に理解を示したなどと言うことはできない。他方、報道では、日本は、かんば生命に新ガン保険の販売を認可しない、BSE検査は緩和する、アメリカ自動車非関税化の条約上可能な限りの後ろ倒しするこ

とを認めることを、みずから積極的に「約束」したとのこと。日本政府の態度は屈辱外交以外の何ものでもない。

3 ほぼ例外なき非関税化？

現在、自民党が例外品目として明示しているのは、「コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビ」の五品目でしかない。そもそもその他の産品は議論の対象にもなっていない。そして、すでに牛肉、乳製品についてはニュージーランドが、サトウキビについてはオーストラリアが例外化反対を唱えている。これらについてはアメリカも例外化を求めており日本もそれに便乗できるとの観測もある。しかし、例外化リストは国別に作成するのであるからアメリカの例外化リストに記載されたからといって、日本もそうできるとはかぎらない。逆にアメリカが自分の市場を守るための身代わりとして日本の市場を開放させるとの方針をとることも考えられるのだ（日本の例外化には反対してあげるから、アメリカの例外化には賛成してねということ）。

本来なら事前交渉の時点において、日本としての例外化品目を特定し、個別に根回しをしなければ、すべての参加国から譲歩を引き出すなどできることではない。しかし、残念ながら日本政府が

そうした交渉をしているということは聞こえてこない。このままでは「例外なき非関税化」でないとしても、「ほぼ例外なき非関税化」となることは必至だ。

4 開放が迫られる「政府調達」

アメリカ政府は、「政府調達」（いわゆる公共事業）について非関税措置を取り組むことに合意した、すなわち公共事業の外国企業への開放を日本政府が約束したと発表している（オリジナルTPPでは、物品購入・サービス貿易について約七五〇万円以上、建築が約七億五〇〇〇万円以上）。

いったん開放対象となれば、その分野のすべての海外企業を日本企業と同一に扱わなくてはならない。地方自治体が地元企業に優先的に発注することは公平取扱い義務に反し、入札企業に労働基準法などの遵守を義務付けたり、自治体が地元企業と連携して事業開発をしたり、事業環境の整備を行うことは競争制約的条件として禁じられることになる。地方自治再建の鍵とも言われる公契約条例、中小企業振興条例などは、これによって実施困難となってしまう。聞こえてくる限り、自民党の公約であった「わが国の特性」などまったく検討の対象ともなっていない。

5 サービス貿易・金融サービス 自由化の危険性

ほとんど議論されていない(つまり守るべき「国益」ともされていない)が、「サービス貿易」の自由化も、実は重大な危険性を有している。例えばオリジナルTPPは、単に海外からの提供されるサービス事業の量的拡大を図るだけではなく、競争制約的な事業主体の形態の制限や、国内事業者との差別的取扱いなども禁じており、これがより強化される可能性もあるからだ。これにより株式会社による病院や法律事務所の経営の認可などが求められたり、共同組合による事業(生活協同組合や医療生協など)が他の民間事業者より有利に取り扱われているとして禁止されたり、現在より不利益な条件を強いられることになりかねない。

金融サービスも事前交渉の段階で、かんぽ生命に新商品の販売を認めないという開放を前提とした取扱いをしているのであるから、本交渉で日本の国益など守れるはずはない。

6 TPPを締結させてはならない

TPPに参加して「国益」を守ることなどできないことは事前交渉の段階でもう明らかとなつてい

る。日本の協議参加は順調にいつても二〇一三年の七月以降である。年内にも決着と言われるTPP協議において日本の意向を反映させることのできる可能性は限りなく小さい。TPP推進派は、TPPのおかげで日中韓FTAも動き出したなどと言っている。しかし、TPPで開放した項目が日中韓FTA交渉では守れるはずはない。なぜ、あいつらにはよくて俺たちにはダメなのかということになるに決まっているからだ。

TPPは、国民生活を外国の巨大資本に売り渡す売却契約ではない。まだ遅くはない。全国の青法協弁学会合同部の支部・会員がTPP締結阻

止のためにぜひ大きな取り組みをしていただきたい。

※大阪支部は、二〇一三年四月二日「TPP参加に反対する意見書」を発表した。本稿では触れられなかったが、同意見書は弁護士自治やISD条項の危険性についても詳細に触れている。これが各地でのTPP反対の取り組みの武器になれば幸いである。

第四四回定時総会(三重)のご案内

青法協弁学会合同部会は、下記のとおりで第四四回定時総会を開催いたします。今回の総会には、社会学者の小熊英二氏(慶應義塾大学総合政策学部教授。社会学)が全日程参加したうえで、「青年法律家協会」の「むむの」(仮)と題する問題提起と参加者との意見交流を行う予定です。

地元支部企画は、元四日市公害裁判弁護士事務局長の野呂汎弁護士を講師に「四日市公害訴訟の取り組みと教訓」(仮)についての講演を行う予定です。ふるってご参加ください。

記

◇開催日時 六月二十九日(土) 一三時～三〇日(日) 正午

◇場所 三重県(詳細は別途お送りしました総会の案内をご参照下さい)

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎議長声明

「一票の格差」問題で議長声明を発表

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、このほど、「一票の格差」を是正するとともに、民意を反映する選挙制度への抜本改正を求める声明を発表しました。同声明は、内閣総理大臣、関係省庁、各政党、日弁連・各単位会、関係団体、マスコミ各社に送付しました。

「一票の格差」を是正するとともに、民意を反映する選挙制度への抜本改正を求める声明

1 二〇二二年二月衆院選小選挙区の「一票の格差」をめぐる、全国一四高裁及び高裁支部で起こされた訴訟（のべ一七件）の判決が出そろい、「違憲・無効」が二、「違憲」が三、「違憲状態」が一となり、「合憲」はゼロという結果であった。

このうち三月二五日広島高裁判決で後津順子裁判長は、「民主的政治過程のゆがみは重大で、もはや憲法上許されない事態に至っている」と述べ、格差は違憲と判断し、戦後初めて選挙無効の判決（ただし、無効の効力が発生するのは二〇二三年二月

二七日から）を言い渡した。

翌二六日広島高裁岡山支部判決で片野悟好裁判長は、「投票価値の平等は、国民主権・代表民主制のもとにおいて、最も重要な基準とされるべき」であり、「長期にわたって投票価値の平等に反する状態を容認することの弊害に比べ、無効と判断することによる政治的混乱が大きいと直ちにいうことはできない」と述べ、猶予期間を設けずに判決確定後ただちに無効となるとの判決を言い渡した。

これらの判決に先立つて出された二〇二一年三月

二三日の最高裁大法廷判決は、二〇〇九年八月衆院選の選挙区割り、都道府県にまず一人を割り当てた後に、人口比例で定数を確定する「二人別枠方式」を採用していたことについて、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすとして「違憲状態」と判断した。それと同時に、国会に対して合理的期間内に不平等状態を解消するよう国会に求めた。

ところが、同年二月に緊急是正法（いわゆる「増五減法」）が成立し法文上は一人別枠方式が廃止されたものの、具体的な区割りまでは是正されておらず、二〇二二年二月衆院選は違憲状態とされた区割りのまま行われたのであった。

最高裁で「違憲状態」であると警告を受け、是正が強く求められていたにもかかわらず、選挙区割りの見直しを怠り、さらに格差を拡大させたまま衆院選を実施した国会の怠慢は許されない。

2 国会が国権の最高機関（憲法四一条）たる由縁は、国会を構成する議員が国民の平等な参政権の行使によつて選出され全国民を代表することによる。国民が選挙権の行使を通じ国政に参加することは憲法前文、四三条一項が定める民主主義国家の基本原則であり、国民の参政権は憲法四四条ただし書が定めるように人種、信条、性別等によつて差別され

ないことは当然であるが、住所によって投票価値に較差を生じさせることもまた参政権の平等を侵害するものであり憲法一四四条一項、一五一条一項、四三一条一項、四四条ただし書、四七条に違反する。

投票価値の不平等を看過し違憲状態のまま国政選挙を繰り返すことは、国民に対する参政権の侵害であるとともに、国会の最高機関性を揺るがすことにつながる。

3 今回の一連の判決で、一五もの高裁及び高裁支部の裁判体が二〇一一年最高裁判決の「違憲状態」の判断をさらに推し進め、「違憲」「違憲無効」と判断したことは極めて重大な意義を持つ。「もう次はない」という司法からのメッセージを国会は受け止め、民意を適正に反映する選挙制度を創らなければならない。

ところが、政府・与党は、小選挙区定数を「〇増五減」する公職選挙法改正案を検討し、「一票の格差」を二倍未満に収める小手先の改正でお茶を濁そうとしている。本年三月七日札幌高裁判決で橋本昌純裁判長が、緊急是正法は、「必要最小限の改定にとどめようとしたものにすぎず、一票の価値の平等を求めた最高裁判決に沿った改正とは質的に異なる」として、「〇増五減では投票価値の平等を実現するために不十分である」と断じていることを銘記すべきである。

4 現行の選挙制度の中で、特に小選挙区制は一票の

格差が生じやすく、死票が多い制度であって、国民の中にある多様な民意を適正に反映するという機能が弱い。現に、二〇一二年二月衆院選では、自民党は小選挙区において四三%の得票で七九%もの議席を獲得している。

そこで、例えば比例代表を中心とする制度や中選挙区制度など、民意をより反映する制度を導入することを含めた抜本的な選挙制度改革について討議すべきである。そうすることで、民意の適正な反映と一票の格差是正が図られることになる。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、衆院および参院に対して、一票の格差是正を早期に実現するとともに、民意を忠実に反映する選挙制度への抜本的な改正に向けて討議するよう強く求

める。

二〇一三年四月二六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

青年法律家協会弁護士学者合同部会では、二〇一三年四月一日より、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の防止を図り、事務職員の労働環境の維持改善のための相談窓口を設置するとともに担当役員を配置することといたしました。

編集後記

▼今回、大阪支部特集の編集を担当させていただき、大阪での民事・刑事事件でも、存在を知っているのか、現在どうなっているのか、どんな議論がされているのかまで詳しくは認識できていなかったことに気がつきました。▼「青年法律家」をきちんと読んで、全国の会員のみなさまのがんばりを知り、自分の事件にもいかしていく

大切さをあらためて知りました。▼また、私の原稿で報告させていただいた、枚方市・生活保護事件は、枚方市が控訴しないことを発表し、原告勝訴の判決が確定することになりましたので、この場を借りてご報告させていただきます。▼控訴断念の要請にご協力いただいた方々にも心よりお礼申し上げます。▼この確定判決が、全国のたくさんの方々の生活保護世帯、生活保護を必要としている方々の力となることを祈っています。(大阪支部 岡 千尋)